

## ○措置決定について

現物	No.	資料No.	頁	番号	所属名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
	1	資料4 (保存期間が30年以上)	2	53~55	総) 職員部 勤労課	・昇給関係綴 自昭和38年10月 至昭和39年1月 38~39 ・昇給関係綴 自昭和39年3月 至昭和40年1月 39~40 ・昇給関係綴 自昭和38年4月 至昭和39年10月 39	36021 36022 36025	1977	50年近く保存されてきた簿冊ですが、今回廃棄されることになった理由はあるのでしょうか。	本簿冊は、職員給与の号俸決定に関連する情報が綴られたものです。共済関連の履歴や叙勲に関する照会依頼の際に参照するため今年度まで保存されてきましたが、現行のシステムでは現号俸及びその変遷を確認することができるため今年度で保存期間満了としたところです。本簿冊は職員個別の給与等に関する内容であるため、重要公文書には該当しないと判断しました。
	2	資料4 (保存期間が30年以上)	3	82	政) 政策企画部政策調整課	北海道新長期総合計画進行管理資料	89648	1995	ガイドライン第7-2-(21) 国、北海道又は他市町村との協議決定に関する公文書には該当しないでしょうか。	北海道の計画に関する資料であるため、重要公文書には該当しないと判断しました。
	3	資料4 (保存期間が30年以上)	4	131	財) 中税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10474112	1968	この簿冊をはじめ、60年近く保存されてきた「非木造家屋評価計算書」が一斉に廃棄されるようですが、問題はないでしょうか。	本簿冊は、過去の課税に誤りがあった際に、誤納金の返還事務に当時の計算方法や価格を確認する必要があることから、保存期間を延長し、今年度まで保存しておりました。以前は無期限に遡及していたところ、令和2年度からは、返還期限が過去20年度分までとなったため、それ以前の情報は不要となり、今年度で保存期間満了としたものです。簿冊の内容は、「価格登録一覧表」は当時の固定資産の価格が一覧で記載されたもの、また、「非木造家屋評価計算書」はマンション等の非木造家屋の評価額の算出根拠が記載されたものであり、個別の課税額に関する資料は重要公文書に該当しないと判断しました。
○	4	資料4 (保存期間が30年以上)	11	353~355	市) 地域振興部区政課	・豊平区分区関係起案綴 (平成6・7年度) ・豊平区分区関連用地調 ・豊平区分区問題調査準備委員会・札幌市区の境界に関する調査調整会議 (平成6・7年度)	90094 90095 90096	1995	ガイドライン第7-2-(5) 区の設置及び境界変更、町名整備並びに住居表示に関する公文書に該当しないでしょうか。	90094：本簿冊は、登記の依頼や他部局への予算委託等、事務処理的な起案が綴られたものであるため、重要公文書には該当しないと判断しました。 90095：本簿冊は、分区関連施設の土地に関する調書（地番や地目、所有者等が記載）等が綴られたものであり、分区に係る重要な意思決定を含むものではないことから、移管不要と判断しました。 90096：本簿冊は、局長以下で構成された調査・調整会議、助役以下で構成された準備委員会の開催起案等が綴られたものであり、これらの会議での調整を経て、最終的には市長助役会議に付されていることから、移管不要と判断しました。
	5	資料4 (保存期間が30年以上)	39	1108	都) 市街地整備部開発指導課	星置地区区画整理事業その他(6)~ネガフィルム一式	82528	1995	ネガフィルムの内容は別に見ることができるのでしょうか。	星置地区区画整理事業につきましては今回、別途「完成記念誌」を行政資料として受入することとしており、区画整理の様子に関しては写真のネガフィルムを移管しなくとも完成記念誌で事足りると判断したため、本簿冊につきましては廃棄判断としました。

6	資料4 (保存期間が30年以上)	74	2162~ 2166	選) 選挙課	・直接請求(条例制定請求)道市条例4件 ・直接請求(日当たり条例制定請求)道条例 ・直接請求(私学生徒への教育費補助に係る条例制定請求)道条例 ・直接請求(合成洗剤の使用禁止に係る条例制定請求)市条例 ・直接請求(泊原子力発電所に係る条例制定請求)道条例	621028 621027 621026 621025 621024	1972 1973 1977 1983 1988	どのような内容でしょうか。ガイドライン第7-3-(1)市政に重要な影響を及ぼした市政要望に関する公文書に該当しないでしょうか。	本簿冊は、直接請求が行われた際の、署名簿の審査(選挙人名簿との照合等)に関する部分のみが綴られているものです。直接請求が行われた事案の所管課ではないことから、重要公文書には該当しないと判断しました。
7	資料4 (保存期間が10年「総務」)	98	131	政) 政策企画部企画課	ビールによるまちづくり条例検討	396520	2015	ガイドライン第7-4その他「まちづくり上特徴的な施策又は施設等の整備に関する公文書」には該当しないでしょうか。	本簿冊には、打ち合わせ記録や他都市の動向調査等が綴られておりますが、条例案の提出には至っておらず、重要公文書には該当しないと判断しました。
8	資料4 (保存期間が10年「市民」)	137	39~48	市) 市民生活部アイヌ施策課	・ウタリ住宅NO122 ・ウタリ住宅NO119 ・ウタリ住宅NO156 ・ウタリ住宅NO152 ・ウタリ住宅NO114 ・ウタリ住宅NO146 ・ウタリ住宅NO116 ・ウタリ住宅NO124 ・ウタリ住宅NO144 ・ウタリ住宅NO145	54588 54585 95711 88773 50710 77432 50712 54590 77367 77431	1995 1999 2005 2007 2008 2008 2010 2010 2010 2010	札幌市のアイヌ施策に関する歴史資料として保存しなくて良いでしょうか。	住宅資金貸付の申請に関する個別事案のため、重要公文書には該当しないと判断しました。
9	資料4 (保存期間が10年「都市計画」)	198	65~68	政) 都市計画部事業推進課	厚別副都心地区	111446 115653 142791 149191	2007 2008 2012 2013	どのような内容でしょうか。ガイドライン第7-4その他「まちづくり上特徴的な施策又は施設等の整備に関する公文書」には該当しないでしょうか。	質問への回答にあたり、原課へ確認したところ、当該簿冊は存在していないことが判明しました。
10	資料4 (保存期間が10年「都市計画」)	203	197	都) 市街地整備部開発指導課	重点整備地区 防災交流地区関係綴り	322399	2015	どのような内容でしょうか。ガイドライン第7-4その他「まちづくり上特徴的な施策又は施設等の整備に関する公文書」には該当しないでしょうか。	本簿冊には、東雁来第2地区土地区画整理事業における公共施設整備に関する協議や手続き関係の書類が綴られています。整備計画や方針を定めた起案は含まれていないことから、重要公文書には該当しないと判断しました。
11	資料4 (保存期間が10年「都市計画」)	203	198	都) 市街地整備部開発指導課	豊平川 川づくり・まちづくり連絡協議会関係綴り	322400	2015	どのような内容でしょうか。ガイドライン第7-4その他「まちづくり上特徴的な施策又は施設等の整備に関する公文書」には該当しないでしょうか。	本簿冊には、東雁来第2地区土地区画整理事業における公共施設整備に関する協議や手続き関係の書類が綴られています。整備計画や方針を定めた起案は含まれていないことから、重要公文書には該当しないと判断しました。
12	資料4 (保存期間が10年「区役所」)	356	335 336	清) 市民部地域振興課	・きよたまちづくり区民会議 ・きよたまちづくり区民会議「きよたマルシェ」関係	190796 190797	2015 2015	ガイドライン第7-4その他「まちづくり上特徴的な施策又は施設等の整備に関する公文書」あるいは「各区の独自事業に関するもの」には該当しないでしょうか。	きよたまちづくり区民会議「きよたマルシェ」関係については2014年度完結の同名簿冊に事業開始当初の方針起案が含まれ、公文書館へ移管済みであることから、廃棄判断としました。また、きよたまちづくり区民会議についても、2014年度完結の同名簿冊は、「きよたマルシェ」の実施経過を補完する内容であったため移管済みですが、本簿冊には、区民会議を契機とした新たな事業実施等に関するものは含まないため、廃棄判断としました。
13	資料4 (保存期間が10年「危機管理」)	361	3	危) 危機管理課	小中学校防災教育関係	187896	2015	ガイドラインの項目にはあてはまらないかもしれませんが、災害関連で残す必要はないでしょうか。	本簿冊には、小中学校への防災教育用教材の配布に係る物品購入関係の書類等が綴られており、防災教育の指針等を定めた起案は含まれていないことから、重要公文書には該当しないと判断しました。

	14	資料4 (保存期間が10年未満だが実際の保存年数が10年以上)	370	241	選) 選挙課	衆議院北海道第5区選出議員補欠選挙・札幌市厚別区札幌市議会議員補欠選挙 執行関係綴 (目次)	175360	2010	この簿冊をはじめ、選挙関連の多くの簿冊が保存期間を超えて保存されています。ガイドラインには選挙関連の公文書に関する言及がほとんどないように思いますが、保存期間の見直しを含めて、今後検討する必要はないでしょうか？	<p>公文書管理規則第8条第4項第1号では、「法令等に保存期間の定めのある公文書(中略)当該法令等に定める期間(中略)を考慮して文書管理責任者が定める期間」と定めています。選挙関係文書においては、公職選挙法および同施行規則で定めている場合はその保存期間を考慮し、設定しています。選挙公報等の法令に保存期間の定めがない場合については、業務上の必要性を考慮し、文書管理責任者が定めています。保存期間を超えて保存されている簿冊については、公文書管理規則第8条第5項各号で示す事由(監査、検査対応、訴訟対応等)に該当しているかを毎年度、簿冊単位ごとに文書管理責任者が判断し、延長対応をしております。選挙関連簿冊についても個別の事由により延長対応をしてきたところであり、現状、これらの簿冊の保存期間をガイドラインにて統一的に示すまでは考えておりません。</p> <p>公文書館への移管に関して →重要公文書該当基準において、選挙に着目した項目はありませんが、各項目に該当する簿冊などについては、これまでも移管しております。本簿冊については、選挙の事務処理に関するものであり、公文書館で所蔵している刊行物「札幌市選挙のあゆみ 第24号 平成22～23年版」に選挙の概要や結果がまとめられており、代替が可能であるため、廃棄判断としました。</p>
--	----	------------------------------------	-----	-----	--------	--	--------	------	---	--

## ○措置決定について

現物	No.	資料No.	頁	番号	所属名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
	1	資料4 (保存期間が30年以上)	72	2100~ 2106	教) 学校教育 部教職員課	・平成3年校長・教頭選考 ・平成2年校長・教頭選考 ・平成元年校長・教頭選考 ・平成7年校長・教頭選考 ・平成6年校長・教頭選考 ・平成5年校長・教頭選考 ・平成4年校長・教頭選考	76994 76995 76996 76990 76991 76992 76993	1995 1995 1995 1995 1995 1995 1995	開始年度、完結年度が同じ理由は？	当初、一つの簿冊で管理していたが、文書管理方法を見直し、年度毎に分けてシステムに登録したため、同一の開始・完結年度となっております。
	2	資料4 (保存期間が10年「総務」)	94	5 9~13	総) 行政部 総務課	・不服申立て(税関係) (番号621から番号650まで) ・不服申立て(情報公開・個人情報保護)(平成26年度分(2)・平成27年度分) ・不服申立て(情報公開・個人情報保護)(平成26年度分(1)) ・不服申立て(その他) (番号592から番号654まで) ・不服申立て(税関係) (番号558から番号620まで) ・不服申立て(その他) (番号578から番号586まで)	251792 251783 179412 251791 166394 195933	2015 2015 2015 2015 2015 2015	不服申立て関係でも他のところに同じ資料があるため、という理解でよろしいでしょうか？他の部分でたとえば条例についても同様のことがありましたが、同じ理由という理解でよろしいでしょうか？	総務課が保管しているのは写しのみであり、原本は処分庁(該当する原課)が保管しているため、当該簿冊については廃棄対象としました。
	3	資料4 (保存期間が10年「交通事業」)	316	49	交) 事業管理 部経営計画課	支出証拠書類 高速 8 月 3	197217	2015	最初の部分(前年欄?)に星印がついていない理由は？(同様の疑問は他の部分にもあり、例えばNo79も)また、資料に星印をつけることにしている理由は？	昨年度の廃棄簿冊と名称と完全に一致したものについて、星印を付記しております。 No.49やNo.79については、昨年度同一名称で作成されたものがない(書類量によって連番が増減する)ため、印が付いておりません。

## ○措置決定について

現物	No.	資料No.	頁	番号	所属名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
○	1	資料4 (保存期間が30年以上)	1	6	会) 会計管理課	全国収入役会定期総会 (昭和47～50年度)	44335	1975	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	本簿冊は、文書作成当初に50年保存と設定したため、今年度保存期間満了となったものですが、作成時に保存期間50年とした理由は不明です。簿冊の内容は、収入役会の手持ち資料や開催通知等であり、収入役会は情報交換的な会議であることから、重要公文書には該当しないと判断しました。
○	2	資料4 (保存期間が30年以上)	1	7	会) 会計管理課	大都市収入役会議(昭和39～50年度)	44336	1975	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	
	3	資料4 (保存期間が30年以上)	4	131	財) 中税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10474112	1968	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	本簿冊は、過去の課税に誤りがあった際に、誤納金の返還事務に当時の計算方法や価格を確認する必要があることから、保存期間を延長し、今年度まで保存しておりました。以前は無期限に遡及していたところ、令和2年度からは、返還期限が過去20年度分までとなったため、それ以前の情報は不要となり、今年度で保存期間満了としたものです。簿冊の内容は、「価格登録一覧表」は当時の固定資産の価格が一覧で記載されたもの、また、「非木造家屋評価計算書」はマンション等の非木造家屋の評価額の算出根拠が記載されたものであり、個別の課税額に関する資料は重要公文書に該当しないと判断しました。
	4	資料4 (保存期間が30年以上)	4	132	財) 中税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10474113	1969	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	
	5	資料4 (保存期間が30年以上)	5	133	財) 中税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10474114	1970	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	
	6	資料4 (保存期間が30年以上)	5	134	財) 中税. 固定資産税課	価格登録一覧表	10474091	1971	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	
	7	資料4 (保存期間が30年以上)	5	135	財) 中税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10474115	1971	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	
	8	資料4 (保存期間が30年以上)	5	136	財) 中税. 固定資産税課	価格登録一覧表	10474092	1972	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	
	9	資料4 (保存期間が30年以上)	5	137	財) 中税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10474116	1972	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	
	10	資料4 (保存期間が30年以上)	5	138	財) 中税. 固定資産税課	価格登録一覧表	10474093	1973	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	
	11	資料4 (保存期間が30年以上)	5	139	財) 中税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10474117	1973	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	

12	資料4 (保存期間が30年以上)	5	140	財)中税. 固定資産税課	価格登録一覧表	10474094	1974	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
13	資料4 (保存期間が30年以上)	5	141	財)中税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10474118	1974	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
14	資料4 (保存期間が30年以上)	5	142	財)中税. 固定資産税課	価格登録一覧表	10474095	1975	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
15	資料4 (保存期間が30年以上)	5	143	財)中税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10474119	1975	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
16	資料4 (保存期間が30年以上)	7	220	財)南税. 固定資産税課	価格登録一覧表	10466084	1967	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
17	資料4 (保存期間が30年以上)	7	221	財)南税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10466109	1967	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
18	資料4 (保存期間が30年以上)	7	222	財)南税. 固定資産税課	価格登録一覧表	10466085	1968	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
19	資料4 (保存期間が30年以上)	7	223	財)南税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10466110	1968	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
20	資料4 (保存期間が30年以上)	7	224	財)南税. 固定資産税課	価格登録一覧表	10466086	1969	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
21	資料4 (保存期間が30年以上)	7	225	財)南税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10466111	1969	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
22	資料4 (保存期間が30年以上)	7	226	財)南税. 固定資産税課	価格登録一覧表	10466087	1970	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
23	資料4 (保存期間が30年以上)	7	227	財)南税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10466112	1970	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
24	資料4 (保存期間が30年以上)	7	228	財)南税. 固定資産税課	価格登録一覧表	10466088	1971	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
25	資料4 (保存期間が30年以上)	7	229	財)南税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10466113	1971	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。

前掲

26	資料4 (保存期間が30年以上)	7	230	財)南税. 固定資産税課	価格登録一覧表	10466089	1972	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
27	資料4 (保存期間が30年以上)	7	231	財)南税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10466114	1972	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
28	資料4 (保存期間が30年以上)	7	232	財)南税. 固定資産税課	価格登録一覧表	10466090	1973	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
29	資料4 (保存期間が30年以上)	7	233	財)南税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10466115	1973	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
30	資料4 (保存期間が30年以上)	7	234	財)南税. 固定資産税課	価格登録一覧表	10466091	1974	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
31	資料4 (保存期間が30年以上)	8	235	財)南税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10466116	1974	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
32	資料4 (保存期間が30年以上)	8	236	財)南税. 固定資産税課	価格登録一覧表	10466092	1975	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
33	資料4 (保存期間が30年以上)	8	237	財)南税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10466117	1975	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
34	資料4 (保存期間が30年以上)	9	298	財)西税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10464737	1968	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
35	資料4 (保存期間が30年以上)	9	299	財)西税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10464738	1969	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
36	資料4 (保存期間が30年以上)	9	300	財)西税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10464739	1970	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
37	資料4 (保存期間が30年以上)	9	301	財)西税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10464740	1971	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
38	資料4 (保存期間が30年以上)	9	302	財)西税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10464741	1972	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。
39	資料4 (保存期間が30年以上)	10	303	財)西税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10464742	1973	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。

前掲

40	資料4 (保存期間が30年以上)	10	304	財) 西税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10464743	1974	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	前掲
41	資料4 (保存期間が30年以上)	10	305	財) 西税. 固定資産税課	非木造家屋評価計算書	10464744	1975	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	
42	資料4 (保存期間が30年以上)	12	389	保) 高齢保健福祉部介護保険課	施設整備費貸付綴	50714	1971	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	本簿冊は、特養等の施設を整備する際に利用した貸付に関する書類等がまとめられているものであり、当該施設が今後廃止等することになった際に発生する財産処分(整備財産の耐用年数に応じた補助金の返還等についての処理)の手続きをするときに、整備された当時のお金に関する情報を確認する必要が出てくる可能性があると考え、今年度まで保存しておりました。しかし、改めてその必要性について検討したところ、財産処分はあくまでも補助金に関しての手続きであり、貸付に関するものについては特段確認することはないものと考え、保存期間満了としたものです。簿冊の内容は、個別事案の貸付に関するものであるため、重要公文書には該当しないと判断しました。
43	資料4 (保存期間が30年以上)	15	476	経) 農政部農政課	農業振興地域整備計画の変更	35209	1975	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	本簿冊は、農業振興地域整備計画の見直しの際に、各農用地区域の編入や除外等の経緯について情報を参照する可能性があるため、保存期間を延長し、今年度まで保存しておりました。本簿冊には、当該計画の変更手続きにかかる書類が綴られておりますが、農地の用途変更を行う際に必要となる、個別の許可的な性質のものであるため、重要公文書には該当しないと判断したところです。なお、原課より、今後も本簿冊を業務で参照する可能性があるとの連絡があったため、来年度に廃棄せず、保存期間を延長することとしました。
44	資料4 (保存期間が30年以上)	15	506	環) 環境事業部施設管理課	昭和50年度ごみ処理実績月報	53632	1975	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	本簿冊は、ごみの排出量や処理実績の経年変化について参照するため保存期間を延長し今年度まで保存しておりました。しかし、当該簿冊の必要性について改めて精査した結果、参照頻度が著しく低下しているため、保存期間満了としたものです。簿冊の内容は、ごみの排出量及び処理実績が綴られたものであり、個別事業の実績データは重要公文書には該当しないと判断しました。
45	資料4 (保存期間が30年以上)	34	969	下) 事業推進部施設管理課	3・3・69篠路通代替取得用地測量(50-06)	43666	1975	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	本簿冊は、土地の売却処分後においても、境界等に関して第三者への対外的な説明責任を果たすための根拠資料として、今年度まで保存しておりました。しかし、当該簿冊の必要性を改めて精査した結果、業務上の瑕疵等(測量の誤りなど)に基づく「不法行為による損害賠償請求権」の時効(除斥期間)である20年を経過しているなど、今後参照する可能性が低下しているため、保存期間満了としたものです。本簿冊には、下水道管を敷設するための用地取得にあたり、地権者へ代替の土地を提供(売買)するために実施した、市有地の分筆に係る用地確定測量業務の成果品が綴られておりますが、個別の測量成果品は重要公文書には該当しないと判断しました。
46	資料4 (保存期間が30年以上)	66	1905	南) 市民部総務企画課	令達番号簿	160891	1975	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	本簿冊を、50年以上保存していた明確な理由は不明ですが、当該簿冊の必要性について精査した結果、今後も参照する可能性が低いため、今年度で保存期間満了としたものです。本簿冊には、選挙管理委員会が行った「令達番号簿」と告示文の原本が綴られておりますが、区選挙管理委員会が行う告示は、選挙人名簿登録者の抹消等の個別的な告示であり、市政に影響を与えたものではないことから、重要公文書には該当しないと判断しました。
47	資料4 (保存期間が30年以上)	66	1906	南) 市民部総務企画課	令達番号簿	160892	1974	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	
48	資料4 (保存期間が30年以上)	74	2162	選) 選挙課	直接請求(条例制定請求)道市条例4件	621028	1972	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	本簿冊は、実際に直接請求があった際に、実務的な先例として参照する可能性があるため、保存期間を延長し、今年度まで保存しておりました。しかし、当該簿冊の必要性について改めて精査した結果、当該簿冊は完結から50年以上が経過し、参照頻度が著しく低下しているため、保存期間満了としたものです。簿冊の内容は直接請求に関して署名簿の審査に関する部分のみが綴られているものであり、直接請求が行われた事案の所管課ではないことから、重要公文書には該当しないと判断しました。
49	資料4 (保存期間が30年以上)	74	2163	選) 選挙課	直接請求(日当たり条例制定請求)道条例	621027	1973	50年以上保存されていた文書は重要性が高いと考えられるため、公文書館への移管も検討の余地があるのではないか。	

## ○措置決定について

現物	No.	資料No.	頁	番号	所属名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
	1	資料4 (保存期間が30年以上)	3	79	政) 政策企画部政策調整課	平成7年度市長公約関係資料	119599	1995	平成7年実施の市長選挙での候補者の公約に関する簿冊と推察できます。市長選挙の公約の内容や決定の経緯がわかる公文書とすると、保存する意義があるのではないのでしょうか。	本簿冊は、政治団体が作成した冊子等が綴られたものであり、市として意思決定を行った公文書は含まれていないため、移管不要と判断しました。候補者の公約内容の決定に市は関わっていないものと考えますが、公文書館所蔵の行政資料「札幌市選挙のあゆみ 第15号 平成6～7年版」において、選挙公報への掲載内容が載っているため、各候補者の政策等を確認することが可能です。
	2	資料4 (保存期間が30年以上)	12	376	市) 文化部文化振興課	札幌・瀋陽姉妹都市提携15周年記念事業	68050	1995	瀋陽市との交流に関する公文書は特定重要公文書となっている文書もあります。周年に関する公文書も、事業の一環として保存する必要はないのでしょうか。	本簿冊は、予定していた事業が水害発生により中止となったことや、派遣団から委託料返納を受けることの事務処理に関する内容が綴られています。公文書館所蔵の行政資料「札幌・瀋陽友好都市提携15周年記念誌」において、全庁的に周年記念行事として実施された内容に関する記述があるため代替可能であり、本簿冊は、移管不要と判断しました。
	3	資料4 (保存期間が30年以上)	12	385	ス) スポーツ部施設課	仮称東温水プール新築工事地質調査原議	81910	1995	30年保存文書の重要公文書該当基準(15)契約、工事設計等に関する公文書」には該当しないのでしょうか？	本簿冊は、土質調査業務の契約に関する書類が綴られておりますが、調査結果がわかる資料が含まれていないため、移管不要と判断しました。
	4	資料4 (保存期間が30年以上)	12	386	ス) スポーツ部施設課	仮称東温水プール新築設備工事設計原議	81911	1995	同上	本簿冊は、設備工事の設計図面等であり、建築工事の設計図面は別簿冊として保存されているため移管不要と判断しました。建物本体の設計図面が含まれている簿冊については、資料2①のNo.149「仮称東温水プール新築工事設計原議」として移管予定です。
	5	資料4 (保存期間が30年以上)	59	1676	中) 市民部総務企画課	表彰関係(各種団体表彰含む)	65455	1995	30年保存文書の重要公文書該当基準(7)「褒章、叙位、叙勲、表彰に関する公文書」には該当しないのでしょうか？	各表彰のうち、市長表彰に関するものについては、移管対象としておりますが、各区で保存している市長表彰に関する簿冊は、主管課へ推薦等を行った書類が綴られたものであり、表彰決定に関する文書は、各表彰の主管課で保存していることから、移管不要と判断しました。
	6	資料4 (保存期間が30年以上)	59	1680	中) 市民部地域振興課	市長表彰(統計関係)NO2	18471	1995	同上	
	7	資料4 (保存期間が30年以上)	61	1734	東) 市民部地域振興課	市民憲章実践優良者表彰	65686	1995	同上	
	8	資料4 (保存期間が30年以上)	61	1737	東) 市民部地域振興課	コミュニティ諸活動団体賞揚	65696	1995	同上	
	9	資料4 (保存期間が30年以上)	64	1845	豊) 市民部地域振興課	札幌市民スポーツ賞表彰	65725	1995	同上	
	10	資料4 (保存期間が10年「総務」)	96	76	総) 広報部市民の声を聞く課	「タウントーク」実施関係綴 その1	306108	2007	その他の重要公文書の該当判断③市民の意識調査に該当する公文書ではないのでしょうか？	タウントークは、広聴事業の一つとして、さまざまな市政課題について市民と市長が直接意見交換を行う事業ですが、各区で実施した概要は「広報さっぽろ」にも掲載されていることから代替可能であり、本簿冊は移管不要と判断しました。
	11	資料4 (保存期間が10年「総務」)	96	77	総) 広報部市民の声を聞く課	「タウントーク」実施関係綴 その2	306110	2007	同上	
	12	資料4 (保存期間が10年「総務」)	98	110	政) 政策企画部企画課	札幌市エネルギー基本計画関係	177479	2014	その他の重要公文書の該当判断①施策等で、エネルギー政策について重要な内容が含まれる可能性はありませんか。	本簿冊は、札幌市エネルギービジョンを策定した旨を、庁内へ通知するための発出伺いのみが綴られており、ビジョン策定等の重要な意思決定を含むものではないことから、移管不要と判断しました。

	13	資料4 (保存期間が 10年「社会福 祉」)	143	141	保)障がい .障がい福 祉課	さっぽろ子どものこころ のコンシェルジュ事業	249612	2015	当該事業は子どもの福祉に関わり、現在も継続している事業の ようです。事業内容のその他の重要公文書の該当判断①施策に 該当する公文書として保存してよいのではないかと考えます。	本事業内容は、公文書館所蔵の行政資料「札幌市障がい保健福祉概要」で も確認できるため、移管不要と判断しました。
	14	資料4 (保存期間が 10年「社会福 祉」)	143	142	保)障がい .障がい福 祉課	さっぽろ子どものこころ の連携チーム事業	249614	2015	同上	
	15	資料4 (保存期間が 10年「社会福 祉」)	144	163	保)障がい .障がい福 祉課	さっぽろ子どもの心の診 療ネットワーク事業(検 討から実施まで)	249621	2015	同上	
	16	資料4 (保存期間が 10年「環境保 全」)	156	8	環)循環型 社会推進課	平成27年度「ごみ減 量・資源化に関する行 動・意識等」に関する市 民意識調査	199649	2015	その他の重要公文書の該当判断③市民の意識調査に該当する公 文書ではないでしょうか?	当該調査を行った結果については、公文書館所蔵の行政資料「平成27年度 「ごみ減量・資源化に関する行動・意識等」に関する市民意識調査 報告 書」「平成27年度「ごみ減量・資源化に関する行動・意識等」に関する市 民意識調査 別冊」としてまとめられているため、移管不要と判断しまし た。
○	17	資料4 (保存期間が 10年「都市計 画」)	198	74	政)総合交 通.都市交 通課	路面電車ループ化に係る 関係機関協議資料	10463660	2015	市電のループ化は市中心部の人の流れが変わる、重要な事業に 該当すると思います。当該公文書も、その他の重要公文書の該 当判断①施策に該当する公文書として保存してよいのではない かと考えます。	本簿冊は、路面電車ループ化に伴う荷捌きスペースについての検討資料 や、当時の新聞記事やチラシ等が綴られたものであり、ループ化に関する 重要な意思決定を含むものではないため、移管不要と判断しました。
	18	資料4 (保存期間が 10年「土 木」)	205	14	建)総務部 道路管理課	都心部自転車走行空間 ネットワーク計画検討業 務(平成27年度)	200534	2015	当該公文書は自転車の交通ルール変更に関わる文書でしょう か?自転車の交通ルールは「いつから現状のように変わったの だろう?」と将来的に疑問が出ることも考えられます。該当す る場合は、その他の重要公文書の該当判断①施策に該当する公 文書として保存してよいのではないかと考えます。	自転車の交通ルールは、道路交通法で規定されており、市独自の交通ル ールを定めたものではありませんが、本簿冊には自転車の通行位置を明確化す る取り組みを検討するために行った業務委託の書類が綴られています。 整備形態、整備路線、整備の進め方等を「札幌市自転車の通行位置を明確 化する取り組み」として取りまとめた起案などを含むものではないため、 移管不要と判断しました。
	19	資料4 (保存期間が 10年未満だが 実際の保存年 数が10年以 上)	364	69	政)都心. 都心まちづ くり課	北三条通広場化検討	83498	2005	北三条広場の造成は、市の中心部の景観やにぎわいに関わる重 要な事業に該当すると思います。当該公文書も、その他の重要 公文書の該当判断①施策に該当する公文書として保存してよ いのではないかと考えます。	本簿冊は、北3条通を将来的に広場化することを見据えて、検討を行っ ていた際の庁内での会議資料が綴られておりますが、方針決定など重要な意 思決定を含むものではないため、移管不要と判断しました。

## ○措置決定について

現物	No.	資料No.	頁	番号	所属名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
	1	資料4 (保存期間が10年「水道事業」)	334	475	水) 給水部 工事課	北幹線試掘調査業務	380399	2015	当該調査では地質調査が実施されていなかったとのことですが、当該調査ではどのような調査がなされ、当該簿冊はどのような記録が残されているものなのでしょうか。	当該簿冊は、工事設計の事前調査として、既設埋設物の位置を把握するために実施した、地表面から3m程度を掘削する試掘調査業務の発注手続きや調査結果が綴られております。(ボーリング調査を行い、地盤の状況や地層境界の調査結果がわかる報告書等が綴られたものを移管対象としております。)
	2	資料6	5	20	環) 環境政策課	札幌市環境基本計画策定 基礎調査 環境関連磁気 情報説明書	157277	1995	当該調査の調査内容はどのようなものでしょうか。計画策定などに関する起案は含まれていないとのことですが、この調査結果が計画策定などの意思決定にあたっての重要な判断材料とはなっていないのでしょうか。	当該簿冊には「環境関連磁気情報説明書(1) 国土数値情報・自然環境保全基礎調査」という委託業者が作成した冊子のみが綴られており、内容としては、国土地理院が提供している、国土の状況(地形や土地利用など)の調査資料や、環境省が提供している自然環境の現況調査結果を説明した資料です。札幌市環境基本計画は、1998年に策定されたものであり、策定年度に「環境基本計画策定」や「環境基本計画策定に係る審議会議事・資料等」という30年保存簿冊があるため、その中に、計画策定に関する意思決定等の内容が含まれているものと推測されます。計画策定にあたっては、様々な調査を行った結果をもとに、市としての検討内容をまとめ、附属機関への諮問等を経るものと考えられるため、個別の業務委託の成果物については移管不要と判断しました。

## ○措置決定について

現物	No.	資料No.	頁	番号	所属名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
	1	資料2	11	302 303	中) 市民部 総務企画課	・委員会議案原議 ・委員会会議録	65453 65454	1995 1995	何の委員会でしょうか。選別結果に影響はないと思いますが、ご教示ください。	各区の選挙管理委員会に関する議案原義と会議録が綴られた簿冊です。南区の1995年度以外の簿冊についても、同様です。
	2	資料2	11	302 303	中) 市民部 総務企画課	・委員会議案原議 ・委員会会議録	65453 65454	1995 1995	何の委員会でしょうか。選別結果に影響はないと思いますが、ご教示ください。	
	3	資料2	11	304 305	北) 市民部 総務企画課	・委員会議案原議 ・委員会会議録	65494 65495	1995 1995	何の委員会でしょうか。選別結果に影響はないと思いますが、ご教示ください。	
	4	資料2	11	306 307	白) 市民部 総務企画課	・委員会議案原議 ・委員会会議録	65648 65649	1995 1995	何の委員会でしょうか。選別結果に影響はないと思いますが、ご教示ください。	
	5	資料2	11 12	309 310	厚) 市民部 総務企画課	・委員会議案原議 ・委員会会議録	66132 66133	1995 1995	何の委員会でしょうか。選別結果に影響はないと思いますが、ご教示ください。	
	6	資料2	12	311~ 319	南) 市民部 総務企画課	・委員会会議録 ・委員会議案原議	160561 160572 160560 160571 160555 160565 160554 160564 65888	1974 1974 1975 1975 1984 1984 1985 1985 1995	何の委員会でしょうか。1995年度とそれ以外とは同じ委員会のものでしょうか。選別結果に影響はないと思いますが、ご教示ください。	
	7	資料2	12	321 322	西) 市民部 総務企画課	・委員会の議案原議 ・委員会の会議録	65999 66000	1995 1995	何の委員会でしょうか。選別結果に影響はないと思いますが、ご教示ください。	
	8	資料5	2	8~12	政) 都心、 都心まちづくり課	都市再生推進会議	127603 136828 143288 174012 192919	2010 2011 2012 2014 2015	「都市再生推進会議の議事や、会議内容がわかるもの」はどこに存在するのか、把握していたらご教示ください。	本簿冊が使用されていた年度に会議が開催されたかどうかや、議事や会議内容がわかるものが存在するかも含め、把握しておりません。本簿冊は、都市再生推進会議設置要綱（起案等ではなく、要綱そのもの）のみが綴られたものであるため、移管不要と判断しました。
	9	資料6	3	12 13	政) 政策企画部政策調整課	・市有建築物配置基本方針25年度1 ・市有建築物配置基本方針25年度2	396301 396302	2014 2014	「方針起案や、パブコメ関係など重要な意思決定にかかる公文書」がどこに存在するのか、把握していたらご教示ください。	今年度に公文書館へ移管済みの「札幌市市有建築物の配置基本方針」に方針起案や、パブリックコメントに対する市の考え方がまとめられた内容が含まれております。
	10	資料6	5	20	環) 環境政策課	札幌市環境基本計画策定基礎調査 環境関連磁気情報説明書	157277	1995	札幌市環境基本計画策定に関して行った調査資料のみが綴られており、「計画策定など重要な意思決定にかかる起案等」が含まれるものがどこに存在するのか、また、その簿冊に本簿冊にある調査資料は綴られているのか、把握していたらご教示ください。	札幌市環境基本計画は、1998年に策定されたものであり、策定年度に「環境基本計画策定」や「環境基本計画策定に係る審議会議事・資料等」という30年保存簿冊があるため、その中に、計画策定に関する内容が含まれているものと推測されます。また、その簿冊内に、本簿冊の調査資料が綴られているかについては把握していませんが、本簿冊は「環境関連磁気情報説明書(1) 国土数値情報・自然環境保全基礎調査」という委託業者が作成した冊子のみが綴られたものであり、国が提供している、国土の状況（地形や土地利用など）や、自然環境の現況調査結果を説明した資料であることから、移管不要と判断しました。
	11	資料4 (保存期間が30年以上)	14	454	保) 動物愛護管理センター	告発関係綴	66859	1995	どのような「告発」があったのか、ご教示ください。	質問への回答にあたり、原課へ確認したところ、当該簿冊は存在していないことが判明しました。

○	12	資料4 (保存期間が30年以上)	13	416 421 422	保) ウェル . 医療政策 課	・新築移転関係文書 (6) ・新築移転関係文書 (3) ・新築移転関係文書 (4)	114422 114419 114420	1995 1989 1989	何の施設の新築移転ですか。3、4、6以外の分冊番号のついて いる簿冊は存在しますか。「財産の取得及び処分」には該当し ないのですか。	札幌市立高等看護学院の移転に関する簿冊であり、分冊番号については、 (1)、(2)は廃棄済み、(5)については、移転に関する方針起案を 含むため、移管指定しております(資料2①のNo.168)。また、竣工写 真・図面についても、移管指定しております(資料2①のNo.167「札幌市 立高等看護学院新築工事竣工写真・図面」)。なお、移管不要と判断した 簿冊に綴られた内容は、(3)基本設計説明書、(4)予算見積資料や他 都市の類似施設に関する図面資料、(6)移転時の新規購入物品に関する 台帳です。
	13	資料4 (保存期間が30年以上)	36	1042~ 1045	都) 市街地 整備部開発 指導課	・団地別粗悪団地関係書 4-1 ・団地別粗悪団地関係書 4-2 ・団地別粗悪団地関係書 4-3 ・団地別粗悪団地関係書 4-4	83282 83283 83284 83285	1995 1995 1995 1995	250:都) 市街地整備部開発指導課:粗悪団地土質調査報告書 (清田・桂台・美里第二団地) 2-2:83280:1985年度と セットで扱う必要はないという判断だと思いますが、それぞれ どのような内容でしょうか。	各団地に関する各種工事等の届け出など、すべて個別事案が綴られてお り、本市としての意思決定に係る起案は含まれていないため、移管不要と 判断しました。
	14	資料4 (保存期間が30年以上)	36~ 47	1047~ 1282	都) 市街地 整備部開発 指導課	星置地区区画整理事業換 地計画(当初)(1)~ 縦覧公告・縦覧者名簿・ 縦覧記録及び結果・各筆 換地明細書 【ほか】	82136 【ほか】	すべて1995	区画整理事業関係の簿冊は移管と廃棄に分かれていますが、そ の区別の基準を教えてください。	土地区画整理事業の簿冊に関しては、各地区の当初の事業計画の内容がわ かる簿冊を移管対象としております。
	15	資料4 (保存期間が30年以上)	47	1283~ 1291	都) 市街地 整備部開発 指導課	苦情処理簿(No1. 2) 【ほか】	32661 【ほか】	すべて1985	苦情の内容はどのようなものだったのでしょうか。	土地区画整理事業完了地区に関する、登記錯誤等の是正や、境界標の再設 置依頼などへ対応した記録書類が綴られております。
	16	資料4 (保存期間が30年以上)	47	1293~ 1296	都) 市街地 整備部開発 指導課	手稲中央, 丘珠第1, 新 川西, 新川, 屯田東の都 市計画決定関係図書 【ほか】	71639 【ほか】	すべて1995	都市計画決定「関係図書」は都市計画決定をセットにしておか なくてもよい内容なのでしょうか。	都市計画決定に関する簿冊は、主管課である、まちづくり政策局都市計画 課で保存していることから、移管不要と判断しました。
	17	資料4 (保存期間が30年以上)	47~ 48	1297~ 1301	都) 市街地 整備部開発 指導課	東苗穂中央 換地計画 【ほか】	32928 【ほか】	すべて1985	1047~1282と同類の簿冊でしょうか。	土地区画整理事業の簿冊に関しては、各地区の当初の事業計画の内容がわ かる簿冊を移管対象としており、東苗穂中央地区に関しては、「東苗穂中 央地区 事業計画(1)」(資料2②のNo.248)を移管指定しているた め、換地計画や、事業計画の(2)~(5)については、移管不要と判断 しました。
	18	資料4 (保存期間が30年以上)	52	1428	水) 総務部 総務課	機構改革の方針原議	67830	1995	どのような内容の簿冊でしょうか。	例年全庁的に実施されている、職員定数の配置運用計画や機構改革に関し て、総務局からの通知や、水道局内の分を取りまとめて、総務局へ回答し た書類が綴られております。
	19	資料4 (保存期間が30年以上)	69	2013, 2014	教) 総務部 学校施設課	・新五年計画(H8~1 2)_1 ・新五年計画(H8~1 2)_2	61447 61448	1995 1995	簿冊の内容及び移管不要と判断した理由をご教示ください。	本簿冊は、第三次札幌市長期総合計画第三次五年計画の策定にあたって、 原課が要求した調書等が綴られておりますが、計画策定に至る重要な内容 は、主管課である、まちづくり政策局政策調整課で保存していることか ら、移管不要と判断しました。
	20	資料4 (保存期間が30年以上)	71	2072 2073	教) 教育, 教育相談担 当課	室長事務引継	67554 67555	1995 1995	「資料2 ②保存期間が30年未満の簿冊」には事務引継書が何 点か見えますが、本簿冊は移管対象外となっています。理由を ご教示ください(他にも何点かあり、職位の関係かと拝察しま すが。)	室長とは、課長職である教育相談室長であるため、重要公文書に該当しな いと判断しました。

21	資料4 (保存期間が11～29年)	86	360	下)事業推進部処理施設課	雨天時状況報告 平成十四年度	20298	2005	報告の内容はどのようなものでしょうか。	大雨等の際に、雨水ポンプの稼働状況や水位がどうなっているかを関係職員へ伝える速報や、雨が止んだ後に、雨量と水位の変化に対して、どのように対応したかを記録した報告書が綴られております。
22	資料4 (保存期間が11～29年)	86	361	下)事業推進部処理施設課	雨天時状況報告 平成十五年度	20299	2005	報告の内容はどのようなものでしょうか。	
23	資料4 (保存期間が10年「市民」)	136	8	市)地域振興部区政課	自転車押し歩き地区設定関係綴	185724	2015	現在も続いているキャンペーンの初年度に当たる年度のように、簿冊の内容はどのようなものでしょうか。	初年度にあたる簿冊は、2014年度完結の同名称の簿冊であり、今年度に公文書館へ移管済みです。本簿冊には、キャンペーン広告をデザインした大学生への感謝状を贈呈する起案などが綴られておりますが、事業開始の経緯等が含まれたものではないため、移管不要と判断しました。
24	資料4 (保存期間が10年「都市計画」)	196～197	1～3 5～33 35～37	政)都心、都心まちづくり課	創世1. 1. 1区推進連絡会 【ほか】	496701【ほか】	2004【ほか】	簿冊の内容はどのようなものでしょうか。街の景観に大きな変化をもたらしていると思われ、移管の対象とはならないのでしょうか。	何れの簿冊も、関係者との会議資料や会議運営に関する書類、事業化に向けた検討資料などが綴られておりますが、計画策定など重要な意思決定を含むものではないため、移管不要と判断しました。
25	資料4 (保存期間が10年「都市計画」)	197	34	政)都心、都心まちづくり課	(仮称)市民交流複合施設	174034	2014	街の景観に大きな変化をもたらしていることに関すると思われ、簿冊の内容はどのようなものでしょうか。移管の対象とはならないのでしょうか。	本簿冊は、補助金の申請に関する書類が綴られたものであり、施設整備に関する重要な意思決定を含むものではないため、移管不要と判断しました。
26	資料4 (保存期間が10年「都市計画」)	197	38～45	政)都市計画部都市計画課	北海道都市計画審議会(1)、(2)	113981 134633 119744 143851 126809 126810 151957 172688	2008 2011 2009 2012 2010 2010 2013 2014	移管となっている「42・43：政)都市計画部都市計画課：都市景観審議会 会議報告(2)・(1)：182526・182544：2005年度」との違いをご教示ください。	北海道都市計画審議会は、北海道の附属機関であるため移管不要と判断しました。また、「都市景観審議会 会議報告(2)、(1)」(資料2②のNo.42、43)については、札幌市都市景観審議会の会議報告を含むものであるため、移管指定しました。
27	資料4 (保存期間が10年「都市計画」)	198	65～71	政)都市計画部事業推進課	厚別副都心地区【ほか】	111446 115653 142791 149191 254794 254797 254801	2007 2008 2012 2013 1995 1999 2003	街の景観に大きな変化をもたらしていることに関すると思われ、簿冊の内容はどのようなものでしょうか。移管の対象とはならないのでしょうか。	質問への回答にあたり、原課へ確認したところ、当該簿冊は存在していないことが判明しました。
28	資料4 (保存期間が10年「建築」)	264	21 22	都)住宅課住宅企画担当課	・札幌市営住宅条例・施行規則改正案(資料)No.1 ・札幌市営住宅条例・施行規則改正案(資料)No.2	462985 462986	2012 2012	条例・施行規則改正案とのことですが、移管の対象とはならない理由(簿冊の内容)をご教示ください。	質問への回答にあたり、原課へ確認したところ、当該簿冊は存在していないことが判明しました。
29	資料4 (保存期間は10年未満だが実際の保存年数が10年以上)	363～364	43～46 58 59 62 65 66 69 73	政)都心、都心まちづくり課	北3条広場指定管理者選定関係 【ほか】	496678 496680 496685 496685 180054 174006 174009 196721 192917 83498 110882	2013 2013 2013 2014 2014 2014 2014 2014 2015 2015 2005 2007	街の景観に大きな変化をもたらしていることに関すると思われ、簿冊の内容はどのようなものでしょうか。移管の対象とはならないのでしょうか。	簿冊の内容は、指定管理者選定や、広場内で行うイベントへの名義後援、オープニングセレモニーの企画運営に関する業務委託の書類など、それぞれの事務処理に関する書類が綴られておりますが、どれも計画策定など重要な意思決定を含むものではないため、移管不要と判断しました。